

様式9-1.

ブロック推薦
 ブロック指定 (単位会推薦)
 単位会推薦
 推薦なし

所属会	推薦団体の有無とその団体の別		受付	事務局長	議長
	埼玉 司法書士会	有 無	ブロック会 単位会		

平成23年6月 日

招集者提出議案に対する質疑通告書

日本司法書士会連合会第74回定時総会にあたり、日司連総会会議規則第46条各項の規定により下記のとおり質疑を通告します。

第74回定時総会議長 殿

埼玉 司法書士会 会長 代議員
 比留間 貴

推薦団体	日司連総会会議規則第46条第3項の規定により上記の者を推薦します。
会名	会長 印

質疑をするテーマ	質疑の要旨	※答弁者記入欄
その他	日司連が政治団体（日司政連）に対し、事務室を相場以下の金額で使用させ、会議室やホール等の利用料も一般の半額程度に優遇している件について	

1. 質疑をするテーマの名称を1件記入すること。
2. 要旨は表題的な表現に留まらず、質疑内容がわかるように、具体的かつ簡潔に記載すること。
3. 質疑の詳細は（別紙2）に記入すること。原則として、6月17日までに提出した場合のみ、日司連.net に公開されます。
4. 記載するテーマは議事運営委員会の指定（別紙1）による。

質疑の詳細

1. 日司連は、政治団体である日本司法書士政治連盟に対し、四谷の司法書士会館事務室の一室を近隣相場の半額程度（月額8万8000円）で使用させており、会議室やホール等の利用料も一般の半額程度に優遇している。こうした利益供与は、政治資金規正法21条（会社等の寄附の制限）に違反し、法人の目的外の行為として、民事上も違法かつ無効の疑いを免れない（最三小判平成8年3月19日〔南九州税理士会事件〕、大阪高判平成20年11月12日〔和歌山県行政書士会事件〕）。

これについて執行部は、平成22年4月16日付日司連発77号にて、「その利用実態が賃料等を支払うことが社会通念上相当であるというようなときは、賃料相当額が金銭以外の寄附に当たる」という衆議院予算委員会での総務省の見解を引き合いに出しながらも、本件事務室については、利用制限があること等を理由に、相場との均衡を図る必要は無い旨、そして他の関連団体に対しても同条件で使用させている旨を述べている。

しかし一般の賃貸物件においても多少の制約はあるほか、事務室を利用できない間も物品の保管場所としては稼働しているわけであり、相場との不均衡を正当化する理由にはならない。また、他の関連団体は政治団体ではないため、優遇措置による利益供与は違法とならないから、同一に扱うことは失当である。

そもそも相場の50%は妥当で、何%が違法だということを、誰がどのようにして決められるというのだろうか（7月からは事務室の使用料を月額13万5000円に値上げするようであるが、会議室等利用料の優遇措置の変更は予定されていない）。

司法書士が法律家だと言うのであれば、たとえ1%でも法律や判例に違反する可能性のある行為は避けるべきではないのか？「李下に冠を正さず」の言葉どおり、疑われるような行為は避けるべきではないのか？

2. 平成22年度の事業計画「2. 連合会の組織として」で、「連合会と日本司法書士政治連盟、司法書士会と単位政治連盟の関係について、検討チームを組成し検討を続けており、今後の方針について考えていきたい」旨の記述があるが、前年度どのような検討がなされ、どのような方針で進める予定なのか。

以上